

令和6年度

雇用のミスマッチ解消・人材確保支援事業 募集要領

○本事業は、令和6年能登半島地震の被災地における雇用のミスマッチ解消及び人材確保に向けた業務の切出しによる雇用創出に取り組む事業者を支援するものです。

○募集期間

(支給申請)

令和6年7月1日(月)～令和7年3月31日(月)

※郵送の場合は、当日の消印有効

※電子メールでの提出の場合、締切日の17時までに到着が確認できたものが有効です

○お問い合わせ先

石川県 商工労働部 労働企画課

電話 076-225-1672 / 225-1532

令和7年2月

石川県／石川県人材確保・定住促進機構 (ILAC)

## 目 次

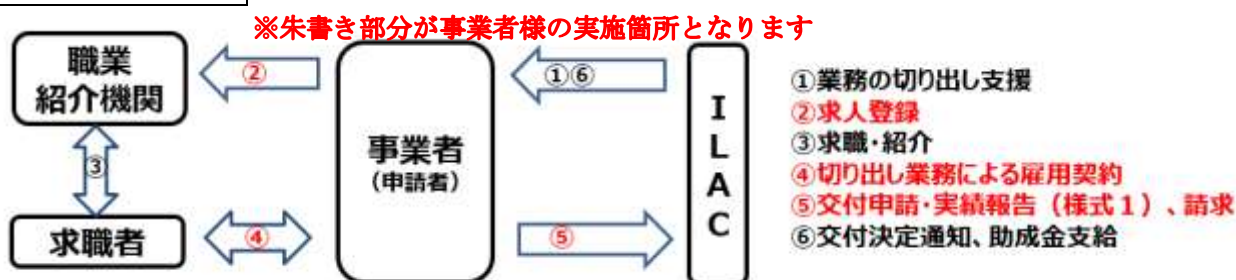
頁

I	事業目的	1
II	事業スキーム	1
III	事業内容	1
	1. 助成対象事業者	1
	2. 助成額	2
	3. 申請回数	2
	4. 注意事項(切出し業務の考え方)	3
IV	応募申請手続き	4
	1. 申請のタイミング	4
	2. 応募申請書類及び添付資料	4
	3. 申請期日	5
	4. 審査	5
	5. 審査結果の通知	5
V	その他	5

## I 事業目的

本事業は、令和6年能登半島地震の影響により雇用のミスマッチが生じている被災地（珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市および志賀町）において、被災求職者が求人に応じやすいよう、既に出している、あるいは今後出そうとしている求人業務から、軽作業などの一部の業務を切り出してもらい事業者へ働きかけ、切り出された業務内容での雇用によって生じることが見込まれる労務管理費や研修費などのかかり増し相当分の経費を事業者へ助成することで、事業者の業務の切出しを促進し、雇用のミスマッチ解消や人材確保を促進することを目的とします。

## II 事業スキーム



（注）求人を登録する職業紹介機関は、石川県内のハローワーク、または、ILAC（石川県が運営するUIターン就職マッチングサイト「イシカワノオト」）等、機構が指定するもの

## III 事業内容

### 1. 助成対象事業者

助成対象事業者は、以下の要件を全て満たす事業者です。

- ① 珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市および志賀町に所在する事業所において、既に出している、あるいは今後出そうとしている求人業務の中から、業務の切出しを行うことで創出した求人で新たに労働者を雇用した事業者とし、その雇用する労働者については、半年以上の雇用見込みがあると認められる者とし、また、当該労働者については、個人事業主と生計を同一にする者、または法人の役員と生計を同一にする者を対象から除くこととします。
- ② 官公庁等ではないこと（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く）。
- ③ 労働基準法等の労働関係法令を遵守している事業者であること。
- ④ 雇用保険の適用事業主であること。
- ⑤ 法令に基づき、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入する義務があるにもかかわらず加入していない事業者でないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者でないこと。
- ⑦ 公序良俗に反する事業を行う事業者でないこと。
- ⑧ 青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行う事業者でないこと。

- ⑨ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。
- ⑩ 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑪ 役員等が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- ⑫ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑬ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていないこと。
- ⑭ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していないこと。
- ⑮ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

## 2. 助成額

対象労働者1人あたり10万円、1事業者当たり支給上限額100万円

## 3. 申請回数

申請回数の上限はありません。

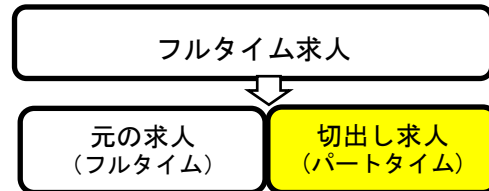
#### 4. 注意事項（切り出し業務の考え方）

対象となる切り出し業務の考え方については、以下をご確認ください。

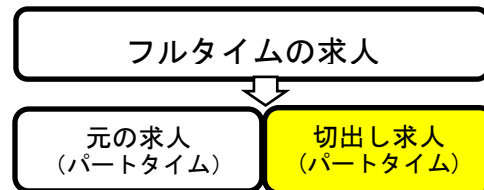
##### 【注】対象となる切り出し業務に関する注意事項

●助成対象となる切り出し業務については、以下の通りとなります。

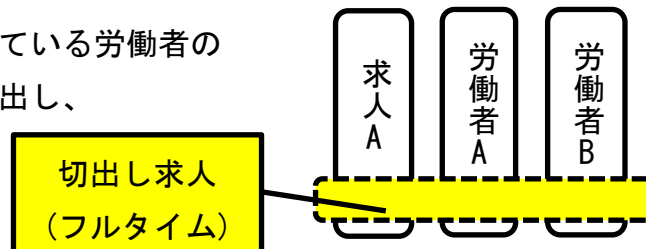
- ① フルタイム求人から、業務の一部を切り出し、パートタイムの求人を創出



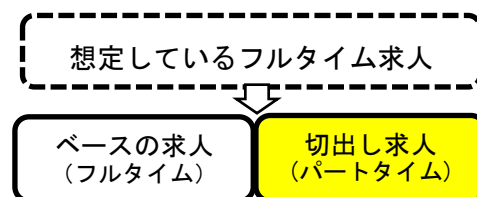
- ② フルタイムの求人を分割して、複数のパートタイム求人を創出  
(求人自体は複数必要だが、対象は新たに切り出された分の求人のみ)



- ③ フルタイム求人と、今雇っている労働者の業務の一部をそれぞれ切り出し、フルタイムの求人を創出



- ④ 想定しているフルタイム求人から、業務の一部を切り出し、新たにパートタイムの求人を創出  
(求人自体はフルタイムのものも必要だが、対象はパートタイムのみ)



## IV 申請手続き

### 1. 申請のタイミング

本事業は事後申請方式によるもの、事業が終了（切り出した求人で求職者を採用した時点）してから、書類をそろえて申請

※ただし、一件の採用の都度、申請することも可能です。

### 2. 応募申請書類及び添付資料

- ① 雇用のミスマッチ解消・人材確保助成金支給申請・実績報告書（第1号様式）【必須】
- ② 誓約書（第2号様式）【必須】
- ③ 雇用のミスマッチ解消・人材確保助成金に係る請求書（第4号様式）【必須】
- ④ 切り出した業務の求人票の写し【必須】
- ⑤ 選考結果通知または雇用契約書の写し（切出し業務による雇用契約の確認）【必須】
- ⑥ 業務切出しを行う前の求人票の写し【切出し前の求人がある場合】
- ⑦ 業務切出し後の元の求人【⑥と同じ場合は省略】
- ⑧ 振込先を確認できる書類（通帳の写し等）【必須】

#### <提出に当たっての留意事項>

- ① 提出された応募書類等は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、応募書類等は返却いたしません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- ② 採択・不採択の結果を問わず、応募書類等の作成費用は支給されません。
- ③ 上記以外にも採択に当たり、必要な書類の提出を求められることがあります。

#### <応募書類等提出先及び問い合わせ先>

**【支給申請書類等の提出先・問い合わせ先】**

〒920-8580

石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県 商工労働部 労働企画課

電話：076-225-1672 / 225-1532

E-mail：e191300a@pref.ishikawa.lg.jp

応募書類は電子メール又は郵送にて、上記提出先までお送りください。

電子メールでの提出の場合は、タイトルを「雇用のミスマッチ解消・人材確保助成金申請書（〇〇〇）」とし、括弧内に申請を行う事業者名を記載してください。

また、ネットワーク障害等が生じる可能性がありますので、締切まで余裕を持って提出  
いただくとともに、電子メール送信後に、必ず石川県商工労働部労働企画課宛てにメー  
ルの受信確認の電話をしていただくようお願いします。

電子データは、ワードやエクセル等の加工可能なファイル、紙媒体の資料はPDFにし  
てください。添付ファイルの容量が5MBを超える場合は、メールを分割して送信して  
ください。

郵送の場合は、用紙を日本産業規格に定めるA列4番の縦で統一し、全て片面で提出  
してください（両面は避けてください）。また、封筒の表面に「雇用のミスマッチ解消・  
人材確保助成金申請書類在中」と朱書きしてください。

### 3. 申請期日

令和7年3月31日（月）まで（※郵送の場合は、当日消印有効とし、電子メールの  
場合、締切日の17時までに到着が確認できたものが有効）

### 4. 審査

提出された書類の内容等について、関係者にヒアリングを実施する場合があります。

### 5. 審査結果の通知

審査結果については、後日、申請事業者に決定通知を送付します。

## **V その他**

本助成金を受け事業を実施するに当たっては、雇用のミスマッチ解消・人材確保助成金  
支給要綱の規定を遵守していただくこととなりますのでご注意ください。